

被災者支援制度ガイドブック

(令和元年台風第19号災害)

飯山市

(第1版 令和元年11月1日)

(住民向け)

- り災証明に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 被（ひ）災証明に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 住まいに関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 生活資金に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 税金に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 減免・免除に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 要件緩和に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(事業者向け)

- 商工関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 農業関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 林業関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(共通)

- 各種相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

◎お問い合わせ先一覧

- [長野県]**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<p>●市が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種被災者支援制度※の適用を受ける際に必要とされるものです。</p> <p>※各種被災者支援制度の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付：信州被災者生活再建支援制度など ・減免・猶予：税、保険料、公共料金等 ・現物支給：住宅の応急修理等 <p>●り災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」, 「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。</p> <p>●被災状況が判る写真の提出が不要になるなど、手続きが簡略化されている場合もありますので、詳細は、飯山市税務課にお問い合わせください。</p> <p>【令和元年度台風19号災害における、り災証明の交付は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一斉発行 <ul style="list-style-type: none"> ・11月2日（土） 25メートル道路より南側にお住いの方 ・11月3日（日） 25メートル道路より北側にお住いの方 ・11月4日（月） 全市対象 <p>※都合がつかない場合は対象日以外にお越しいただいても結構です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間：午前9時～午後4時 <ul style="list-style-type: none"> ・場所：飯山市公民館 講堂 ・持参いただくもの：印鑑、身分証明書（免許証、マイナンバーカードなど） ●11月2日～4日に来られない方は、5日以降随時市役所で受付・発行します。
お問い合わせ	飯山市税務課 0269-62-3111

●被（ひ）災証明に関すること

制度の名称	被（ひ）災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<p>●被（ひ）災証明は<u>住家以外の物件等</u>について、被災者からの申請に基づき市が発行するものです。</p> <p>（住家以外の物件等・・・車、家具、家電、作業場、車庫、塀などの工作物等）</p> <p>●保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要となります。</p> <p>●被災証明願は、申請窓口でご記入いただけます。</p> <p>（様式は市ホームページからもダウンロードいただけます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時、申請を受け付けています。 ・必要事項を記入、押印をお願いします。 <p>●被害の状況が分かる写真を持参してください。（デジカメ等の画面での提示も可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水害の場合は深さが分かる様に撮影してください。 ・被害箇所の撮影の際は、角度を変えて撮影していただき複数枚提出をしてください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・工場等関係：商工観光課 0269-62-3111 内線211、212 ・農林施設等関係：農林課 0269-62-3111 内線262、264 ・車・家財等関係：危機管理防災課 0269-62-3111 内線371

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市へ申込、市が業者に依頼して実施します。 ●修理範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理 ・ドア、窓等の開口部の応急修理 ・上下水道の配管、電気、ガス、電話等の配線 ・トイレなどの日常生活部分 <p>など、生活に必要な最低限の修理。 ※内装工事や家電製品は対象外</p> ●修理限度額 <p>大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（準半壊 10%以上20%未満）30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p> ●被害の目安は、以下のとおりです。<u>り災証明書が必要です。</u> 大規模半壊：床上浸水1.0m～1.8m未満、半壊：床上浸水1.0m未満、一部損壊（準半壊 10%以上20%未満）：床下浸水（非木造床上） ●申請手続きに必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の応急修理申込書 ②り災証明書の写し（発行を受け次第提出してください） ③資力に関する申出書（大規模半壊以上は不要） ④修理前の被災箇所の写真（※修理箇所すべて）等
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村※において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります） ②応急仮設住宅等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急住宅に入居できません。） ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 ④借家等はその所有者が修理を行うものであり対象とはなりません。事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は対象となり得ます（社宅、公営住宅等は対象となりません）。 ※災害救助法が適用された市町村 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、筑北村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村
お問い合わせ	・飯山市移住定住推進課 0269-62-3111

【住宅に関するあらゆる相談】

- 住まいるダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
電 話：0570-016-100（通話料3分間8.5円（税別））
受付時間：午前10時～午後5時（土、日、祝休日、年末年始を除く。）

制度の名称	被災者用仮住居の提供（県営住宅・職員宿舎）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅等を提供します。 ●家賃は無料で、光熱水費、共益費等は入居者負担です。 ●入居可能期間は1年間です。
活用できる方	●長野県内の居住している住宅が、全壊、大規模半壊又は半壊により、当該住宅での居住が当面困難となった方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県建設部建築住宅課公営住宅室 026-235-7337 ・各地域の県建設事務所建築担当課 ・飯山市移住定住推進課 0269-62-3111

制度の名称	被災者用仮住居の提供（借上型応急仮設住宅）（災害救助法）												
支援の種類	現物支給・現物貸与												
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、県・飯山市が民間賃貸住宅を借上げ、提供します。 ●入居可能期間は2年間です。 ●県が負担する経費 家賃、共益費（又は管理費）、礼金（家賃1か月分を上限）、退去修繕負担金（家賃2か月分を上限）、鍵交換料、仲介手数料（家賃0.5か月分+消費税）、損害保険料 ●月額家賃の上限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> <th>世帯人数</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2人</td> <td>6万円</td> <td>3～4人</td> <td>7万円</td> <td>5人以上</td> <td>9.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円
世帯人数	家賃	世帯人数	家賃	世帯人数	家賃								
1～2人	6万円	3～4人	7万円	5人以上	9.5万円								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号において災害救助法が適用された43市町村に住所を有する方で、次の①～③のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない方 ・「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ・ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している等により、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ②自らの資力では住居を確保することができない方 ③災害救助法に基づく住宅の応急修理制度等を利用していない方 など 												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県建設部建築住宅課 026-235-7331 ・飯山市移住定住推進課 0269-62-3111 												

制度の名称	公営住宅への入居（市営住宅）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、市が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する市で別に定めておりますのでお問い合わせください。
お問い合わせ	・飯山市移住定住推進課 0269-62-3111

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修，保全，増築，改築等に必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%
活用できる方	●転宅のために必要な経費を貸し付けます。	
	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ
活用できる方	●住宅が全壊・半壊，全焼・半焼，流出，床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	飯山市子ども育成課 相談室 0269-62-3111	

●生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度 ※長野県独自制度含む					
支援の種類	給付					
制度の内容	<p>●台風19号により住宅が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給します。</p> <p>※本制度は、国の被災者生活再建支援制度による支援及び国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対して、信州被災者生活再建支援制度による半壊世帯の支援を行います。(請求の受付は飯山市で行います。)</p> <p>●制度の内容</p> <p>支給金の支給額は、以下の2つの支給金の合計額となります。</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支給金(基礎支援金)</p> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p>					
		区分	①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
	複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
				補修	100万円	200万円
				賃貸	50万円	150万円
		大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
				補修	100万円	150万円
				賃貸	50万円	100万円
	半壊世帯	50万円	—	—	50万円	
	単身世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
				補修	75万円	150万円
				賃貸	37.5万円	112.5万円
		大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
				補修	75万円	112.5万円
				賃貸	37.5万円	75万円
半壊世帯	37.5万円	—	—	37.5万円		
<p>●基礎支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p> <p>詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p> <p>●申請期限</p> <p>①基礎支援金 災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金 災害発生日から37月以内</p> <p>●申請手続き</p> <p>令和元年11月5日(火)から飯山市役所で受付を開始します。</p>						

●必要書類等

※ 申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

		全壊	解体		大規模半壊	半壊
			半壊解体	敷地被害解体		
基礎 支援 金	①罹災証明書	○	○	○	○	○
	②	解体証明書		○	○	
		滅失登記簿 謄本		○	○	
		敷地被害証 明書類			○	
	③住民票	○	○	○	○	○
④預金通帳の写し	○	○	○	○	○	
加算 支援 金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○	

※下記「活用できる方」の③及び⑤に該当し、住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」（閉鎖事項証明書）または市が発行する「建物滅失証明書」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書、写真など）が必要です。

活用できる方	<p>① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯</p> <p>② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯</p> <p>③ 住宅が半壊（大規模半壊含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となること、その他やむをえない事由により、解体される世帯（全壊扱いとなります）</p> <p>④ 住宅が半壊（②、③の該当世帯除く）の被害を受けられた世帯</p> <p>⑤ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅の倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります）</p>
--------	---

お問い合わせ	飯山市保健福祉課 0269-62-3111
--------	-----------------------

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	飯山市子ども育成課 相談室 0269-62-3111

制度の名称	災害援護資金																																	
支援の種類	貸付(融資)																																	
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="3">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> <td>(350万円)</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> <td>(250万円)</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> <td>(350万円)</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※右枠の()内の数字は、被災した住居を立て直す際に、その残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特殊事情がある場合の限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>飯山市では保証人有で無利子、保証人無しで年1.5%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 10年以内 ・償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合			ア 当該負傷のみ	150万円		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円		ウ 住居の半壊	270万円	(350万円)	エ 住居の全壊	350万円		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合			ア 家財の3分の1以上の損害	150万円		イ 住居の半壊	170万円	(250万円)	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	(350万円)	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円		貸付利率	飯山市では保証人有で無利子、保証人無しで年1.5%
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																	
	ア 当該負傷のみ		150万円																															
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																															
	ウ 住居の半壊		270万円	(350万円)																														
	エ 住居の全壊		350万円																															
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																	
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																															
	イ 住居の半壊		170万円	(250万円)																														
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円	(350万円)																														
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																																
貸付利率	飯山市では保証人有で無利子、保証人無しで年1.5%																																	
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>市町村民税における前年の総所得金額1人</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </table> <p>※ただし、その世帯の住居全体が滅失した場合は世帯人員にかかわらず1270万円未満とする。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額1人	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																					
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額1人																																	
1人	220万円																																	
2人	430万円																																	
3人	620万円																																	
4人	730万円																																	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																																	
お問い合わせ	飯山市保健福祉課 0269-62-3111																																	

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）※特例貸付				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。 ※貸付開始は調整中のため、決定次第お知らせします。（令和元年10月28日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円,特例措置20万円以内※</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。 (1) 世帯員の中に被災者による死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、長野県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※				
貸付利率	無利子				
活用できる方	令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）				
お問い合わせ	・県社会福祉協議会 026-226-2036（直通） ・飯山市社会福祉協議会 0269-62-2840				

制度の名称	長野県災害見舞金									
支援の種類	給付									
制度の内容	<p>見舞金を次の場合、以下のとおり支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風第19号災害により住家が床上浸水の被害を受けた場合 ●令和元年台風第19号災害により県内の生活の本拠を有する者が重傷を受けた場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給対象となる被害の程度</th> <th>見舞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td>重傷者</td> <td>1人 10万円</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>床上浸水（半壊に至らないもの）</td> <td>1世帯 5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市町村独自の見舞金5万円と合わせて10万円の支給となります。</p>		支給対象となる被害の程度	見舞金額	人的被害	重傷者	1人 10万円	住家被害	床上浸水（半壊に至らないもの）	1世帯 5万円
	支給対象となる被害の程度	見舞金額								
人的被害	重傷者	1人 10万円								
住家被害	床上浸水（半壊に至らないもの）	1世帯 5万円								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年台風19号災害により、重傷を受けた者、被災した住家に居住していた世帯の世帯主。 ●次の場合は支給対象から除外されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村条例により災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給される場合 ・被災者生活再建支援金が支給される場合 ・信州被災者生活再建支援金が支給される場合 									
お問い合わせ	・県危機管理防災課 026-235-7184 ・飯山市 0269-62-3111									

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付, 現物給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	飯山市保健福祉課 0269-62-3111

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	ハローワーク飯山 0269-62-8609

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付(融資)						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">対象経費</td> <td>学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">保証人等</td> <td>(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等	保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金, 受験にかかった費用, 教科書代, 定期代, 下宿代等						
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要						
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008656						

●税金に関すること

制度の名称	市税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市税(個人住民税、固定資産税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市税について、納税の猶予を受けられる場合があります。 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告などをその期限までにできない場合は、申請により申告期限等の延長が認められる場合があります。 <p>詳しくは、市役所までお問い合わせください。</p>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	飯山市税務課 0269-62-3111

制度の名称	県税の特別措置
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税(自動車税(種別割及び環境性能割)、不動産取得税、個人事業税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告、納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合県税事務所 026-234-9505 ・県庁総務部税務課 026-235-7046

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	信濃中野税務署 0269-22-3151

●減免・免除に関すること

制度の名称	水道料金及び下水道使用料の免除等
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年10月の台風19号災害により家屋等が浸水するなど甚大な被害を受けていることを踏まえ、被災者の経済的負担の軽減や生活再建の支援を目的として、水道料金及び下水道使用料について減免措置を行います。 ●敷地や家屋などが浸水の被害を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：浸水した敷地や家屋に溜まった泥を洗い流したり、家財道具の清掃や洗濯などで普段より水道の使用量が増えた場合は「上下水道料金減額申請」を受け付けます。 ・対象期間：令和元年10月分及び11月分（10月の検針実施日により免除期間は変動します。） ・申請手続：「上下水道料金減額申請」 ・上下水道課窓口で受け付けます。罹災証明書の交付、添付は不要です。なお、水道使用量の調査の結果、減免にならない場合もあります。 ●清掃等のために第三者へ水道を提供した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：宅内の給水栓から第三者へ水道を提供し、普段より水道の使用量が増えた場合は「上下水道料金減額申請」を受け付けます。 ・対象期間：令和元年10月分及び11月分 ・申請手続：「上下水道料金減額申請」 ・上下水道課窓口で受け付けます。なお、水道使用量の調査の結果、減免にならない場合もあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地や家屋などが浸水の被害を受けた方 ・清掃等のために第三者へ水道を提供した場合
お問い合わせ	飯山市上下水道課 0269-62-3111

制度の名称	家屋移転等された方の水道料金及び下水道使用料の免除等
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年10月の台風19号災害により、家屋移転を余儀なくされた市民及び市外から避難された方の水道料金及び下水道使用料について減免措置を行います。 ・対 象：床上浸水等の事由により住居としての機能を喪失し、居住が困難になった方で以下の場合が対象になります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 市内の公的住宅や民間アパート等へ移転した場合。 ② 市内の親類や知人宅に同居した場合。 ・内 容：床上浸水等の被害を受けた住居の水道基本料金及び、下水道基本使用料を免除します。また、仮住宅における上下水道の開・閉栓手続きは原則として使用者本人が行うものとし、手数料(開栓1,000円、閉栓1,000円)は免除します。同居の場合は、同居先住居の上下水道契約者の水道基本料金及び、下水道基本使用料を免除します。 ・免除期間：令和元年10月から令和2年3月 ・申請手続：「上下水道料金減額申請」 ◇移転の証明書類として次の書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 市外から避難された方の転入の場合はり災または被（ひ）災証明の写し。 ※市内申請者のり災または被（ひ）災証明は上下水道課から所管課へ照会し確認させていただきます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公的住宅や民間アパート等へ移転した場合。 ・市内の親類や知人宅に同居した場合。
お問い合わせ	飯山市上下水道課 0269-62-3111

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホームについては、お住まいの市町村へ ・軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）については、各施設へお問い合わせください。

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	飯山市保健福祉課 0269-62-3111

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	飯山市保健福祉課 0269-62-3111

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担、国民年金保険料等の減免措置								
支援の種類	減免・支払猶予								
制度の内容	<p>●医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担、国民年金保険料等について減免措置が講じられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予</td> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>健康保険等の窓口負担の減免</td> <td>健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料及びサービス利用料の減免・支払猶予</td> <td>介護保険料について減免・支払猶予措置や、サービス利用料について免除措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料の減免</td> <td>被災し、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> </table>	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。	健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。	介護保険料及びサービス利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、サービス利用料について免除措置が講じられる場合があります。	国民年金保険料の減免	被災し、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により減免措置が講じられる場合があります。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。								
健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。								
介護保険料及びサービス利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、サービス利用料について免除措置が講じられる場合があります。								
国民年金保険料の減免	被災し、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により減免措置が講じられる場合があります。								
活用できる方	<p>●災害等による住家のり災、収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・窓口負担等の支払いが困難と認められる方</p> <p>●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。</p>								
お問い合わせ	<p>・健康保険はご加入の各医療保険者窓口（市町村国保の場合、保険料は飯山市税務課、窓口負担は同市民環境課、後期高齢者医療保険の場合、保険料も窓口負担も飯山市市民環境課か長野県後期高齢者医療広域連合）</p> <p>・介護保険は保険料も窓口負担も飯山市保健福祉課</p> <p>・国民年金保険料は飯山市市民環境課か長野北年金事務所 （市役所0269-62-3111・長野県後期高齢者医療広域連合026-229-5320・長野北年金事務所026-244-4100）</p>								

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <p>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>
活用できる方	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと ※この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと ※この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6カ月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 （所在地案内 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku) 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663</p>

制度の名称	保育所等の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害により、住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	飯山市子ども育成課 0269-62-3111

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	飯山市子ども育成課 0269-62-3111、通学されている学校

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	県教育委員会高校教育課 026-235-7428

制度の名称	私立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料等の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村※において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校含む）の児童・生徒が対象です。 ※災害救助法が適用された市町村 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、木曾町、麻績村、筑北村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村
お問い合わせ	・市立学校については、飯山市子ども育成課 0269-62-3111 ・県立、国立、私立学校については、通学されている各学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	工科短期大学校、技術専門学校授業料の減免措置
支援の種類	減免
概要	●学資負担者が災害により著しく生活が困難となった場合、工科短期大学校、技術専門学校の授業料を減免します。
お問い合わせ	在籍する各校

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） 03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotrainin_g_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	ハローワーク飯山 0269-62-8609

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入、補修）															
支援の種類	貸付（融資）															
制度の内容 （独立行政法人 住宅金融支援機 構の場合）	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資金利（令和元年10月1日現在：金利は毎月改訂します）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【建設・購入の場合】</td> <td>【補修の場合】</td> </tr> <tr> <td>基本融資額</td> <td>年 0. 2 4 %</td> <td rowspan="2">年 0. 2 4 %</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>年 1. 1 4 %</td> </tr> </table> <p>●融資限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>建設の場合</td> <td>基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>購入の場合</td> <td>基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td>基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td> </tr> </table> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		【建設・購入の場合】		【補修の場合】	基本融資額	年 0. 2 4 %	年 0. 2 4 %	特例加算額	年 1. 1 4 %	建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円	購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円	補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円
【建設・購入の場合】		【補修の場合】														
基本融資額	年 0. 2 4 %	年 0. 2 4 %														
特例加算額	年 1. 1 4 %															
建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円															
購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円															
補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円															
活用できる方	ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、 「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。															
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353															

制度の名称	文化財補助金事業	
支援の種類	補助	
制度の内容	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の復旧に関する補助。	
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の所有者	
お問い合わせ	飯山市民学習支援課 0269-62-3342	

制度の名称	台風19号による災害の被害者に対する手数料の免除	
支援の種類	手数料の免除	
制度の内容	<p>●台風19号により被害を受けた方は、令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間、下記の手数料が免除となります。</p> <p>●なお、免除対象の方で既に手数料を納付されている場合は、手数料の還付請求をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免許証再交付手数料（運転免許証（第一種・第二種免許、仮運転免許）） ○ 証明手数料（自動車保管場所証明書） ※電子申請分を除く ○ 標章交付手数料（保管場所標章番号通知書） ※電子申請分を除く ○ 許可証書換え手数料（猟銃・空気銃所持許可証、刀剣類所持許可証） ※狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に限る ○ 許可証再交付手数料（猟銃・空気銃所持許可証、刀剣類所持許可証） ※狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための所持に限る <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）又は下記のお問い合わせ先にご連絡ください。</p>	
活用できる方	台風19号により被害を受けた方（当該災害発生時に災害救助法の適用区域（市町村）に住所を有していた方。）	
お問い合わせ	長野県警察本部 026-233-0110 又は飯山警察署 0269-62-0110	

制度の名称	公共料金の免除措置等
支援の種類	免除等
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●NHKでは、災害救助法の適用区域内で建設が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。 詳しくは、NHK（ナビダイヤル0570-077-077（9:00～20:00）ご利用になれない場合、050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

●要件緩和に関すること

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当については、飯山市子ども育成課 0269-62-3111 ・その他については、県庁子ども・家庭課 026-235-7095

(事業者向け)

● 商工関係

制度の名称	飯山市中小企業融資制度													
支援の種類	貸付（融資）・利子補給・信用保証料補助													
概要	<p>○災害等対策資金（設備・運転）</p> <p>◆貸付対象者 市内において6月以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で、以下に該当する方等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯山市中小企業振興資金あっせん要綱第7条に規定する要件を備えている方 ・令和元年台風19号により被災し、飯山市長の「被災証明書（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」を受けた方 <p>◆貸付要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付限度額</th> <th>利率（年）</th> <th>貸付期間（据置期間）</th> <th>信用保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害等対策資金</td> <td>設備・運転（合計で） 1,000万円</td> <td>1.3%</td> <td>7年以内 （うち据え置き 1年以内）</td> <td>市補助により0% （条件あり）※</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆利子補給（補助） 次の期間内に融資を受けた場合に、借入金利の全額（年1.3%）を2年間補助します。 ・令和元年10月13日から令和2年3月31日まで</p> <p>◆信用保証料補助（※） 次の期間内に融資を受けた場合に、保証期間が定める保証料を全額（100%）補助します。（通常は80%補助） ・令和元年10月13日から令和2年3月31日まで</p> <p>◆注意事項 制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。 まずは、市内金融機関又は飯山商工会議所へご相談ください。</p>				資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料	災害等対策資金	設備・運転（合計で） 1,000万円	1.3%	7年以内 （うち据え置き 1年以内）	市補助により0% （条件あり）※
	資金名	貸付限度額	利率（年）	貸付期間（据置期間）	信用保証料									
災害等対策資金	設備・運転（合計で） 1,000万円	1.3%	7年以内 （うち据え置き 1年以内）	市補助により0% （条件あり）※										
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市商工観光課 0269-62-3111 ・飯山商工会議所 0269-62-2162 													

制度の名称	長野県中小企業融資制度																														
支援の種類	貸付（融資）																														
概 要	<p>○経営健全化支援資金</p> <p>◆貸付対象者 県内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業信用保険法に該当する中小企業者等で、以下に該当する方等</p> <p>(災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風,洪水,地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し,市町村長等のり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた方 <p>(特別経営安定対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 ・ 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 <p>ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により,最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が,その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少</p> <p>イ 災害の影響を受け,災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が,その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少</p> <p>◆貸付要件</p> <table border="1" data-bbox="363 958 1477 1267"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付限度額</th> <th>利率(年)</th> <th>貸付期間(据置期間)</th> <th>信用保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策</td> <td>設備 3,000万円 運転 3,000万円</td> <td>1.1%</td> <td>設備10年(1年) うち土地建物等15年 運転7年(1年)</td> <td>県・市町村補助により 0.44%以内</td> </tr> <tr> <td>特別経営安定対策</td> <td>設備 6,000万円 運転 8,000万円</td> <td>1.6%</td> <td>設備10年(1年) 運転7年(1年) [借換10年]</td> <td>セーフティネット保証利用の場合0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中小企業振興資金</p> <p>◆貸付対象者 県内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等</p> <p>◆貸付要件</p> <table border="1" data-bbox="363 1527 1477 1816"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>貸付限度額</th> <th>利率(年)</th> <th>貸付期間(据置期間)</th> <th>信用保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般枠</td> <td>設備 1億円 運転 5,000万円</td> <td>2.1% 1年以内 1.8%</td> <td>設備7年(1年) 運転5年(6か月) [借換10年(1年)]</td> <td>2.2%以内</td> </tr> <tr> <td>短期継続融資枠</td> <td>運転 3,000万円</td> <td>1.8%</td> <td>1年</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>○小規模企業発展資金</p> <p>◆貸付対象者 県内において1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者(※)の方で,小口零細企業保証を利用する方</p> <p>※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業</p>	資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料	災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.1%	設備10年(1年) うち土地建物等15年 運転7年(1年)	県・市町村補助により 0.44%以内	特別経営安定対策	設備 6,000万円 運転 8,000万円	1.6%	設備10年(1年) 運転7年(1年) [借換10年]	セーフティネット保証利用の場合0%	資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料	一般枠	設備 1億円 運転 5,000万円	2.1% 1年以内 1.8%	設備7年(1年) 運転5年(6か月) [借換10年(1年)]	2.2%以内	短期継続融資枠	運転 3,000万円	1.8%	1年	2.2%以内
	資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料																										
	災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.1%	設備10年(1年) うち土地建物等15年 運転7年(1年)	県・市町村補助により 0.44%以内																										
	特別経営安定対策	設備 6,000万円 運転 8,000万円	1.6%	設備10年(1年) 運転7年(1年) [借換10年]	セーフティネット保証利用の場合0%																										
	資金名	貸付限度額	利率(年)	貸付期間(据置期間)	信用保証料																										
	一般枠	設備 1億円 運転 5,000万円	2.1% 1年以内 1.8%	設備7年(1年) 運転5年(6か月) [借換10年(1年)]	2.2%以内																										
	短期継続融資枠	運転 3,000万円	1.8%	1年	2.2%以内																										

	◆貸付要件				
	資金名	貸付限度額	利率 (年)	貸付期間(据置期 間)	信用保証料
	小規模企業 発展資金	設備・運転の合計で 2,000万円	1.9%	設備10年(1年) 運転5年(6か月) [借換7年(1年)]	県・市町村補 助により 0.44%以内
	※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。 まずは、お取引のある金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください。				
お問い合わせ	・県庁産業立地・経営支援課 026-235-7200 ・各地域振興局商工観光課				

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付																
支援の種類	貸付(融資)																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>○国民生活事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> <tr> <td>○中小企業事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 					○国民生活事業		貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	○中小企業事業		貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内(うち2年以内の据置可能)
○国民生活事業																	
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額																
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																
○中小企業事業																	
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内																
償還期間	15年以内(うち2年以内の据置可能)																
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等																
お問い合わせ	国民生活事業 株式会社日本政策金融公庫 長野支店,松本支店,小諸支店,伊那支店 中小企業事業 株式会社日本政策金融公庫 松本支店																

制度の名称	災害復旧貸付(商工組合中央金庫)								
支援の種類	貸付(融資)								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 					貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内(うち2年以内の据置可能)
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内								
償還期間	15年以内(うち2年以内の据置可能)								
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	株式会社商工組合中央金庫 長野支店,諏訪支店,松本支店								

●農業関係

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●異常な天然現象によって被害を受けた農地・農業用施設の復旧に対する補助 [対象] <ul style="list-style-type: none"> ・田畑など農地の流亡・埋没の復旧 ・土砂の流入,畦畔の崩壊などの復旧 ・ため池,水路,農道,頭首工,揚水機などの復旧 [事業主体] 市町村又は団体 ●農地へ流入した土砂の排出も補助対象となる場合があります。詳しくは各機関に御確認ください。なお,土砂の道路への排出は行わないようお願いします。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市農林課 0269-62-3111 ・各地域振興局農地整備課

制度の名称	協働の提外農道土砂撤去事業
支援の種類	重機借上支援
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年 台風19号により被災した、堤外の農道や農業用排水路に堆積した土砂の撤去作業を行う市内の公共的団体に対して、建設重機の借上げ料を市が支払う [対象] <ul style="list-style-type: none"> ・土砂撤去作業のうち、次の経費を対象とします。 重機、運搬車両等の借上げ料（燃料代含む） [事業主体] <ul style="list-style-type: none"> ・堤外の農道、農業用排水路に堆積した土砂の撤去を目的とした農道・水路を管理している区（又は実施団体）などの公共的団体が所定の様式（要望書）により申請します。 [実施方法] <ul style="list-style-type: none"> ・実施区（又は実施団体）と市担当者が現地打合せを行い、対象事業の施工計画を立てます。 ・作業に必要な重機や車輛（バックホー、タイヤショベル等）は、実施区（又は実施団体）からリース会社等へ発注していただき、リース会社等からの請求により、その借上げ料を市が支払います。 ・実施区（又は実施団体）は、作業完了後、速やかに完了報告書、写真、及び作業した位置図の提出をします。 [地元協力金] <ul style="list-style-type: none"> ・地元協力金（事業費の5%～15%）が必要となります。
お問い合わせ	飯山市農林課 0269-62-3111

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
支援の種類	補助		
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 ○ 対象となる施設の所有者 農業協同組合,森林組合,水産業協同組合,農事組合法人,地方公共団体等 ○ 対象となる施設 農林水産物倉庫,農林水産物処理加工施設,共同作業場等の共同利用施設 ただし,法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。 ○ 採択基準及び補助率 ※対象となる農事組合法人は,公共性・公益性を持つ法人に限定されます。 		
		採択基準	補助率
			40万円までの部分
			40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10
激甚災害	告示地域※	13万円以上	4/10
	その他の地域	40万円以上	3/10
			5/10

	<p>※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域 具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域</p> <p>○ 補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額 ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。</p>
お問い合わせ	<p>・農業施設に係ること 県庁 農政部 農業政策課 農業団体・共済係 026-235-7215（直通）</p> <p>・林業・特用林産施設に係ること 県庁 農政部 信州の木活用課 林業経営支援係 026-235-7267（直通）</p> <p>・全般（国） 大臣官房 文書課 災害総合対策室 03-6744-2142（直通）</p>

制度の名称	農業制度資金
支援の種類	融資
制度の内容	<p>●被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金を融資します。</p> <p>●農業用施設の補修や建て替えに必要な資金を融資します。</p>
お問い合わせ	<p>・お近くの農協</p> <p>・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152</p> <p>・飯山市農林課 0269-62-3111</p> <p>・県庁農村振興課 026-235-7242</p> <p>・各地域振興局農政課・各農業改良普及センター</p>

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	<p>●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。</p> <p>○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。</p> <p>○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</p> <p>○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。</p> <p>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル） 0120-154-505

制度の名称	農業共済・収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	<p>長野県農業共済組合の農業保険制度（農業共済・収入保険）に加入されている方で農作物や家畜・園芸施設等に損害（減収）が発生した場合、損失が一定割合補償されます。</p> <p>詳しくは、同組合へご相談ください。</p>
お問い合わせ	長野県農業共済組合 026-217-5800（本所）

●林業関係

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> * 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 長野支店 026-233-2152

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証
支援の種類	融資
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により直接的・間接的に被害を受けられた林業・木材産業を営む方が、金融機関から事業の復旧・再建に必要とする運転資金・設備資金の融資を受ける際、この保証制度を利用することができます。
お問い合わせ	・独立行政法人農林漁業信用基金 03-3294-5585・5586

制度の名称	林業・木材産業改善資金
支援の種類	融資
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ・各地域振興局 林務課

制度の名称	農林水産業施設災害復旧等
支援の種類	補助
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた林業・木材産業関係施設の復旧などに対する補助 <ul style="list-style-type: none"> * 林産物等に係る生産・加工施設 など
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部信州の木活用課 026-235-7274 ※木材産業に係る問い合わせは、同課県産材利用推進室 026-235-7266

制度の名称	信州の森林づくり事業（被害森林整備）
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が行えない森林において、林業事業者等が所有者との協定に基づいて行う人工造林等を支援します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁林務部森林づくり推進課 026-235-7270 ・各地域振興局林務課 ・各森林組合 北信州森林組合 0269-38-0371

制度の名称	森林保険
支援の種類	補償
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●森林保険に加入している人工林の被害（風水害）に対する補償
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県森林組合連合会 026-226-2504 ・各森林組合 北信州森林組合 0269-38-0371

(共通)

●各種相談

相談窓口名	無料法律相談の利用
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none">●日常生活上のあらゆる相談、法律相談に総合相談員、弁護士が適切な助言、援助を行ないます。 <p>【総合相談】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：毎月20日（休日の場合は翌日となります） 相談所開設時間 午前9時00分から午後3時00分まで【弁護士相談】 午前11時00分から午後3時00分まで・場 所：飯山市福祉センター（本町）・相談員等：心配ごと相談員・弁護士（長野県弁護士会より派遣）による相談・予 約：受付順 <p>【心配ごと(ふれあい)相談】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：原則毎週水曜日（休日の場合は翌日となります） 午前9時00分から12時00分まで・場 所：飯山市福祉センター（本町）・相談員等：心配ごと相談員による相談・予 約：電話で事前予約が必要です。 飯山市社会福祉協議会：0269-62-2840
お問い合わせ	飯山市社会福祉協議会：0269-62-2840


相談窓口名	長野県弁護士会による無料電話相談（復興支援ダイヤル）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none">●債務、保険、事業、損害等に関する法律相談●罹災証明・義援金・生活支援・その他公的支援制度等の生活再建に関する相談●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	026-232-2777（予約時通話料有料。担当弁護士から折り返し電話し相談料無料）

相談窓口名	長野県司法書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none">●不動産・会社等の登記、賃貸借、債権・債務（借金）等に関する問題●実施時間：令和元年10月23日～12月20日 休日を含む毎日16時～19時
お問い合わせ	0120-448-788（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	長野県行政書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none">●自動車、軽自動車その他車両に関する廃車手続●被災証明、自動車税・軽自動車税等に関する手続●借地・借家、外国人を含めた生活関連に関する相談●その他、各種申請書類の作成・提出に関する相談●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	0120-064-222（通話料無料、相談料無料）

相談窓口名	長野県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●労務管理に関する相談 ●社会保険に関する相談 ●実施時間：平日9時～17時
お問い合わせ	0120-839-199（通話料無料，相談料無料）

制度の名称	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において，利用者から面談，電話等によって問合せを受け付け，その内容に応じて，法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また，「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には，弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル） 0120-078309 <small>おなやみレスキュー</small> ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待，プライバシー侵害など，様々な人権問題について，法務局職員又は人権擁護委員が面談，電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で，相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ，虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント，DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン，携帯電話，スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） 

相談窓口名	人権相談（人権啓発センター）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な人権に関する問題についてお悩みのかたは，相談員が丁寧に相談に応じます。なお，相談は無料で，秘密は固く守られます。
お問い合わせ	【相談時間】火～日／8：30～17：00 026-274-3232

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の方が、生活の中で抱えている悩み、困っていること、家族のこと、夫婦のこと、男女関係、職場や地域での人間関係、配偶者からの暴力についてなどの相談対応。 ●家庭、夫婦、人間関係、生き方などに悩む男性からの相談に、男性相談員が電話で対応。
お問い合わせ	長野県男女共同参画センター“あいとびあ” (女性相談) 火～土 / 8:30～17:00 0266-22-8822 (男性相談) 金 / 17:00～19:00 0266-22-7111

相談窓口名	性暴力被害者支援センター“りんどうハートながの”
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。
お問い合わせ	【相談電話】24時間365日対応 026-235-7123 【メール】rindou-heart@pref.nagano.lg.jp

相談窓口名	多言語相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に関する外国人からの相談について、15言語で対応します。 ●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 第1・3水曜日を除く平日（月～金） 第1・3土曜日 ・実施時間 10:00～18:00 ・実施場所（来所相談及び電話相談） 長野県多文化共生相談センター （長野市南長野1485-1 もんぜんぷら座3F） https://www.naganoken-tabunka-center.jp/ ・相談先 TEL: 026-219-3068, 080-4454-1899 ●対応言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、 インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、 クメール語、ドイツ語
お問い合わせ	長野県多文化共生相談センター 026-219-3068, 080-4454-1899

相談窓口名	児童のこころの相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した児童への心のケアが必要な場合などに対し、児童相談所の児童心理司、子ども支援センターの相談員が相談に応じます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●県児童相談所（お近くの児童相談所までご相談ください） 相談時間 / 月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15 中央児童相談所 026-238-8010 松本児童相談所 0263-91-3370 飯田児童相談所 0265-25-8000 諏訪児童相談所 0266-52-0056 佐久児童相談所 0267-67-3437 ●長野県子ども支援センター 相談時間 / 月～土（祝日・年末年始を除く）10:00～18:00 子ども専用ダイヤル 0800-800-8035 大人用ダイヤル 026-225-9330

相談窓口名	災害時の発達障害児・者支援相談
相談内容、概要等	●発達障害のある方やご家族の生活には、発達障害を知らない方には理解し難い様々な困難があります。台風19号災害を経験した発達障害をお持ちの方は、特に生活環境の変化やストレスからなどの影響を受ける事から、健康状態や心身の疲れ等を確認することが必要です。悩み事がある場合にはご相談ください。
お問い合わせ	長野県発達障害者支援センター 026-227-1810 (長野県精神保健福祉センターが業務を行っています。) 開設時間/平日の8:30~17:00 所在地:長野市若里7-1-7 電話、面談での相談

相談窓口名	子どもについて、不安や悩みを相談
相談内容、概要等	●児童の発達の状態など、子どもや家庭の問題に対応する相談窓口があります。
お問い合わせ	飯山市子ども育成課 相談室 0269-62-3111

相談窓口名	「からだ」と「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。 ●被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。
お問い合わせ	●健康全般に関するご相談 ・県保健福祉事務所（お近くの保健福祉事務所までご相談ください） 相談受付時間/月～金（祝日を除く）8:30～17:15 佐久 電話：0267-63-3164 FAX：0267-63-3221 上田 電話：0268-25-7149 FAX：0268-23-1973 諏訪 電話：0266-57-2927 FAX：0266-57-2953 伊那 電話：0265-76-6837 FAX：0265-76-7033 飯田 電話：0265-53-0444 FAX：0265-53-0469 木曾 電話：0264-25-2233 FAX：0264-24-2276 松本 電話：0263-40-1938 FAX：0263-47-9293 大町 電話：0261-23-6529 FAX：0261-23-2266 長野 電話：026-225-9039 FAX：026-223-7669 北信 電話：0269-62-6104 FAX：0269-62-6036 ・長野市保健所 健康課 相談受付時間/月～金（祝日を除く）8:30～17:15 電話：026-226-9960 FAX：026-226-9982 ●こころの健康に関するご相談 ・県精神保健福祉センター 相談受付時間/月～金（祝日を除く）8:30～17:15 電話：026-227-1810 FAX：026-227-1170

相談窓口名	精神的不安・ストレスについて相談
相談内容、概要等	●台風19号の被災により、「眠れない」、「不安で落ち着かない」など気分や体調がすぐれない方の相談窓口があります。災害に遭遇すると人はさまざまなストレスを受け、不安感や気分の落ち込み、それに伴う体調の低下など、心身の反応や変調が現れます。こうした反応や変調について、電話相談を実施し、こころの健康を支援します。被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。
お問い合わせ	長野県精神保健福祉センター 026-227-1810 平日8:30~17:15

制度の名称	消費生活相談
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費生活センター等の消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 ●消費者ホットライン（局番なし 188）,又は下記消費生活センターへ電話ください。 ●「188」への電話により、最寄りの消費生活センターに電話がつながります。
お問い合わせ	●長野県消費生活センター（受付時間：平日 8:30~17:00） 北信消費生活センター TEL 026-223-6777 東信消費生活センター TEL 0268-27-8517 中信消費生活センター TEL 0263-40-3660 南信消費生活センター TEL 0265-24-8058

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 支援内容 (1) 被災動物等のための相談窓口の開設 (2) 被災動物の救護等 (3) 飼養場所設置の支援 (4) 被災動物の一時預り (5) 飼い主不明動物の保護および譲渡 等
お問い合わせ	・長野県災害時被災ペット相談支援センター 026-235-7154 （長野県健康福祉部食品・生活衛生課内） ・長野市保健所動物愛護センター 026-262-1212

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/ （日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

制度の名称	長野県若年者就業サポートセンター（ジョブカフェ信州）
支援の種類	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●ジョブカフェ信州は長野県が設置した、若者の就業を支援する施設です。個別に専門のアドバイザーが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。 ●利用できる方 40代前半までの、失業者・無業者・フリーター、学生の皆さん
お問い合わせ	松本センター 0263-39-2250 長野分室 026-228-0320


制度の名称	労働相談
支援の種類	相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●労政事務所では労働問題一般についての相談を行っています。 ●労働者、労働組合、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。 相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。 電話・面談のほか、メールでの相談もお受けしています。
お問い合わせ	東信労政事務所 TEL0268-23-1629 FAX0268-23-1642 E-mail:toshinrosei@pref.nagano.lg.jp 南信労政事務所 TEL 0265-76-6833 FAX0265-76-6834 E-mail:nanshinrosei@pref.nagano.lg.jp 中信労政事務所 TEL 0263-40-1936 FAX0263-47-7828 E-mail:chushinrosei@pref.nagano.lg.jp 北信労政事務所 TEL 026-234-9532 FAX026-234-9569 E-mail:hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp



制度の名称	商工関係事業所相談
支援の種類	相談
概要	台風19号による豪雨災害に係る県内事業所を対象として、被災に関する設備・運転資金などの資金繰りや経営、製造設備等の技術、雇用に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	県庁産業立地・経営支援課 026-235-7200 県庁ものづくり振興課 026-235-7196 県庁労働雇用課 026-235-7201 各地域振興局商工観光課 工業技術総合センター 026-268-0602

制度の名称	被災した農家等の相談																																	
相談内容,概要等	●農作物等への技術的な対応,制度資金の活用等融資制度,今後の農業経営などについての相談,支援																																	
お問い合わせ	<p>お近くの農業改良普及センター等に来所または電話によりご相談ください</p> <p>・農業改良普及センター</p> <p>相談時間/平日の8時30分から17時15分まで</p> <table> <tr> <td>佐久</td> <td>〒385-8533 佐久市跡部65-1佐久合同庁舎内</td> <td>0267-63-3146</td> </tr> <tr> <td>上田</td> <td>〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内</td> <td>0268-25-7157</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>〒392-8601 諏訪市上川1丁目1,644-10諏訪合同庁舎内</td> <td>0266-57-2932</td> </tr> <tr> <td>上伊那</td> <td>〒396-8666 伊那市荒井3,497伊那合同庁舎内</td> <td>0265-76-6842</td> </tr> <tr> <td>南信州</td> <td>〒395-0034 飯田市追手町2丁目678飯田合同庁舎内</td> <td>0265-53-0436</td> </tr> <tr> <td>木曾</td> <td>〒397-8550 木曾郡木曾町福島2,757-1木曾合同庁舎内</td> <td>0264-25-2230</td> </tr> <tr> <td>松本</td> <td>〒390-0852 松本市大字島立1,020松本合同庁舎内</td> <td>0263-40-1947</td> </tr> <tr> <td>北アルプス</td> <td>〒398-8602 大町市大町1,058-2大町合同庁舎内</td> <td>0261-23-6543</td> </tr> <tr> <td>長野</td> <td>〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1長野合同庁舎内</td> <td>026-234-9534</td> </tr> <tr> <td>北信</td> <td>〒383-8515 中野市大字壁田955北信合同庁舎内</td> <td>0269-23-0221</td> </tr> </table> <p>・農政部農業技術課</p> <p>相談時間/平日の8時30分から17時15分まで</p> <table> <tr> <td></td> <td>〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2長野県庁内</td> <td>026-235-7223</td> </tr> </table>	佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1佐久合同庁舎内	0267-63-3146	上田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内	0268-25-7157	諏訪	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1,644-10諏訪合同庁舎内	0266-57-2932	上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3,497伊那合同庁舎内	0265-76-6842	南信州	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678飯田合同庁舎内	0265-53-0436	木曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2,757-1木曾合同庁舎内	0264-25-2230	松本	〒390-0852 松本市大字島立1,020松本合同庁舎内	0263-40-1947	北アルプス	〒398-8602 大町市大町1,058-2大町合同庁舎内	0261-23-6543	長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1長野合同庁舎内	026-234-9534	北信	〒383-8515 中野市大字壁田955北信合同庁舎内	0269-23-0221		〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2長野県庁内	026-235-7223
佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1佐久合同庁舎内	0267-63-3146																																
上田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6上田合同庁舎内	0268-25-7157																																
諏訪	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1,644-10諏訪合同庁舎内	0266-57-2932																																
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3,497伊那合同庁舎内	0265-76-6842																																
南信州	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678飯田合同庁舎内	0265-53-0436																																
木曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2,757-1木曾合同庁舎内	0264-25-2230																																
松本	〒390-0852 松本市大字島立1,020松本合同庁舎内	0263-40-1947																																
北アルプス	〒398-8602 大町市大町1,058-2大町合同庁舎内	0261-23-6543																																
長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1長野合同庁舎内	026-234-9534																																
北信	〒383-8515 中野市大字壁田955北信合同庁舎内	0269-23-0221																																
	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2長野県庁内	026-235-7223																																

相談窓口名	住宅相談
相談内容,概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅や応急仮設住宅など,当面の住まいの確保に関する事 ●修繕の方法や各種支援制度など,住まいの復旧に関する事
お問い合わせ	飯山市移住定住推進課 0269-62-3111

●その他

内 容	ボランティアの派遣依頼について	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県災害ボランティア情報特設サイト (https://nagano.shienp.net/) ・長野県災害ボランティアセンター（長野県社会福祉協議会） ・飯山市社会福祉協議会 0269-62-2840 	

制度の名称	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による被災者支援情報の発信	
支援の種類	サービス	
概要	長野県（上田市,須坂市,小諸市,伊那市,中野市,飯山市,佐久市,千曲市,小海町,佐久穂町,坂城町,山ノ内町）及び長野市が提供する各種被災者支援情報（住居,廃棄物,り災証明など）を,LINEにより発信します。	
お問い合わせ	<p>長野県企画振興部情報政策課 026-235-7071</p> <p>こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p>  <p>長野市人口増推進課 026-224-8851</p> <p>こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> 	

制度の名称	権利利益に係る満了日の延長措置	
支援の種類	権利利益の延長	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「犯罪被害者等給付金の申請期間」「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか81の権利利益について,令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には,その満了日を令和2年3月31日まで延長します。 <p>※その他詳細については,長野県警察ホームページ (http://www.pref.nagano.lg.jp/police/) 又は下記ホームページを参照するとともに,下記お問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>災害救助法が適用された市町村 http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyau.html 措置に関する告示について https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20191018honbun.pdf</p>	
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で,本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。	
お問い合わせ	長野県警察本部 026-233-0110又は飯山警察署 0269-62-0110	

制度の名称	期間内に履行されなかった義務に係る免責措置
支援の種類	義務の免責
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「質屋を廃業したときにおける届出」「自動車の保管場所の変更等の届出」ほか33義務について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。 <p>※その他詳細については、長野県警察ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/police/）又は下記のお問い合わせ先にご連絡ください。</p>
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	長野県警察本部 026-233-0110 又は 飯山警察署 0269-62-0110

◎お問い合わせ先一覧

[長野県]

名称	管轄	電話番号
長野県庁（代表番号）		026-232-0111
県税事務所		
総合県税事務所	お困りの際は、お近くの県税事務所にご相談・ご申請をお願いします。	026-233-5151
総合県税事務所北信事務所		0269-22-3111
東信県税事務所		0267-63-3111
東信県税事務所上田事務所		0268-23-1260
南信県税事務所		0265-78-2111
南信県税事務所諏訪事務所		0266-53-6000
南信県税事務所飯田事務所		0265-23-1111
中信県税事務所		0263-47-7800
中信県税事務所木曾事務所		0264-24-2211
中信県税事務所大町事務所		0261-22-5111
保健福祉事務所		
佐久保保健福祉事務所	小諸市,佐久市,小海町,佐久穂町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村,軽井沢町,御代田町,立科町	0267-63-3111
上田保健福祉事務所	上田市,東御市,長和町,青木村	0268-23-1260
諏訪保健福祉事務所	岡谷市,諏訪市,茅野市,下諏訪町,富士見町,原村	0266-53-6000
伊那保健福祉事務所	伊那市,駒ヶ根市,辰野町,箕輪町,飯島町,南箕輪村,中川村,宮田村	0265-78-2111
飯田保健福祉事務所	飯田市,松川町,高森町,阿南町,阿智村,平谷村,根羽村,下條村,売木村,天龍村,泰阜村,喬木村,豊丘村,大鹿村	0265-23-1111
木曾保健福祉事務所	上松町,南木曾町,木曾町,木祖村,王滝村,大桑村	0264-24-2211
松本保健福祉事務所	松本市,塩尻市,安曇野市,麻績村,生坂村,山形村,朝日村,筑北村	0263-47-7800
大町保健福祉事務所	大町市,池田町,松川村,白馬村,小谷村	0261-22-5111
長野保健福祉事務所	須坂市,千曲市,坂城町,小布施町,高山村,信濃町,飯綱町,小川村	026-223-2131
北信保健福祉事務所	中野市,飯山市,山ノ内町,木島平村,野沢温泉村,栄村	0269-62-3105
地域振興局		
佐久地域振興局	小諸市,佐久市,小海町,佐久穂町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村,軽井沢町,御代田町,立科町	0267-63-3111
上田地域振興局	上田市,東御市,長和町,青木村	0268-23-1260
諏訪地域振興局	岡谷市,諏訪市,茅野市,下諏訪町,富士見町,原村	0266-53-6000
上伊那地域振興局	伊那市,駒ヶ根市,辰野町,箕輪町,飯島町,南箕輪村,中川村,宮田村	0265-78-2111
南信州地域振興局	飯田市,松川町,高森町,阿南町,阿智村,平谷村,根羽村,下條村,売木村,天龍村,泰阜村,喬木村,豊丘村,大鹿村	0265-23-1111
木曾地域振興局	上松町,南木曾町,木曾町,木祖村,王滝村,大桑村	0264-24-2211
松本地域振興局	松本市,塩尻市,安曇野市,麻績村,生坂村,山形村,朝日村,筑北村	0263-47-7800
北アルプス地域振興局	大町市,池田町,松川村,白馬村,小谷村	0261-22-5111
長野地域振興局	長野市,須坂市,千曲市,坂城町,小布施町,高山村,信濃町,飯綱町,小川村	026-233-5151
北信地域振興局	中野市,飯山市,山ノ内町,木島平村,野沢温泉村,栄村	0269-22-3111

名称	管轄	電話番号
建設事務所		
佐久建設事務所	佐久市,小諸市,軽井沢町,御代田町,立科町,佐久穂町,小海町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村	0267-82-3101
上田建設事務所	上田市,東御市,長和町,青木村	0268-23-1260
諏訪建設事務所	諏訪市,岡谷市,茅野市,下諏訪町,富士見町,原村	0266-53-6000
伊那建設事務所	伊那市,駒ヶ根市,辰野町,箕輪町,飯島町,南箕輪村,中川村,宮田村	0265-78-2111
飯田建設事務所	飯田市,松川町,高森町,阿南町,阿智村,平谷村,根羽村,下條村,売木村,天龍村,泰阜村,喬木村,豊丘村,大鹿村	0265-23-1111
木曾建設事務所	木曾町,上松町,南木曾町,木祖村,王滝村,大桑村	0264-24-2211
松本建設事務所	松本市,塩尻市,筑北村,麻績村,生坂村,山形村,朝日村	0263-47-7800
安曇野建設事務所 (住宅・建築関係は,松本建設事務所)	安曇野市	0263-72-8880
大町建設事務所	大町市,池田町,松川村,白馬村,小谷村	0261-22-5111
千曲建設事務所 (住宅・建築関係は,長野建設事務所)	千曲市,坂城町	026-273-1720
須坂建設事務所 (住宅・建築関係は,長野建設事務所)	須坂市,小布施町,高山村	026-245-1670
長野建設事務所	長野市,信濃町,飯綱町,小川村	026-233-5151
北信建設事務所	中野市,飯山市,山ノ内町,木島平村,野沢温泉村,栄村	0269-22-3111

[その他]

名称・電話番号
中部電力株式会社 カスタマーセンター 0120-921-697 <受付時間:9時~17時(年末年始(12月28日~1月3日)、土曜・日曜・祝日は除く)>
NTT東日本 料金問い合わせ受付センター 0120-002-992 <受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除きます)>
NTTドコモ ・ドコモ携帯電話から(局番無し)151(通話料無料) ・一般電話などから 0120-800-000(通話料無料)
au ・au携帯電話から(局番無し)157(通話料無料) ・一般電話などから 0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク ・ソフトバンク携帯電話から(局番無し)157(通話料無料) ・一般電話などから 0800-919-0157(通話料無料)